

第 39 号		
発行日 2025. 9.26		J R 東労組ホームページ

申 3 号 土浦支店の車両係再編および

土浦支店の将来展望に関する申し入れ

第 1 回団体交渉

9 月 26 日 16 時より本社会議室において、申 3 号について趣旨説明を行ってきました。

まずは申し入れ書を読み上げ、組合員の労働条件に関わる内容であり、出向については団体交渉の事項に入っているのに、なぜ提案にならないのか問うと、すでに出向協定を締結しておりその一部であるから。産業雇用協定助成金の関係のものではないので、提案にはあたらないと考えているとの返答でした。

会社からは、土浦支店の工場のオートリフトは 26 年経過しており老朽化が進んでいる。経営判断する背景の一つに、更新判断の時期であること。効率的な交換が出来るかという事。また、支店所在地が第一種住居地域に指定されており、工場の建て替えが出来ないという三つの理由である。既存不適格物件と言って、今ある物件はいいが、今後変更はできないというもの。住居と一緒にして作り直しても採算が取れないから、こうなった。

出向した場合の指揮命令や休みの数は出向先に拠るが、賃金については出向元と謳ってあるし、下がったら補填するというのは結んである。根拠は労働協約の 139 条、142 条にも書いてある。労働条件は、労働協約や就業規則に書いてあるので確認して欲しい。労働協約は、就業規則よりも上であり、これを崩すことは無い。

出向の目的は、人事交流であり、マイナスというイメージではない。コロナ禍の雇用調整の時とは違う。関鉄自工の技術を学んでくる、またこちらの技術を渡してくるというもの。などが語られました。

第 2 回団体交渉以降、会社と具体的な議論を行なっていきます。

J R バス 関東で働く仲間を一つに！